

白川町議会基本条例の検証結果・今後の対応

令和7年6月検証				
章	条番号	条 文	実績・検証結果	今後の対応
第2章議会及び議員の活動原則等	第2条	(議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。		
	(1)	公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。	議会公開の原則に基づき、議会本会議の傍聴、議事録の公開を町ホームページで行っているほか、議会だよりの発行、CCnetによる本会議のライブ放送と再放送を行っています。また、令和4年6月定例会からはYoutubeによる配信も行っています。	引き続き、町ホームページにて、本会議の傍聴、議事録公開等を継続するほか、開かれた議会を意識し、広聴活動の充実に努めていきます。
	(2)	町民の立場に立ち、適切な町政運営が行われているか監視し、及び評価することに努めること。	全員協議会、委員会等において、町行政(執行部)から説明を受け、町民の立場に立った行政運営の監視及び評価に努めています。	今後も、全員協議会、委員会等において、町行政(執行部)の説明に対し、町民の立場に立った行政運営の監視及び評価に努めていきます。
	(3)	町民の多様な意見要望の把握に努め、これを町政に反映させるための議会運営を行うこと。	今年4月には、町内5地区で地域懇談会を開催することができました。懇談会では、議員ごとにグループに分かれ、多様な意見交換が行えました。	今後も、地域懇談会や諸団体との意見交換会を積極的に開催するよう努めていきます。
	(4)	議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつ達な討議を重んじ、論点及び争点を明らかにすること。	委員会活動を中心に、議員間の意見交換や討議が活発に行われるよう努め、特に、重要案件では、多角的な視点からの議論が行われ、議員間討議の深化に一定の成果が見られました。	今後も、議論の活性化に向けた環境づくりに努めるとともに、重要案件は委員会等での慎重な審査と討議を通じて、より透明性ある意思決定に努めていきます。
	第3条	(議員研修の充実及び強化) 議会は、専門知識を取り入れた研修を積極的に行うことにより、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めるものとする。	昨年の検証以降、下記の項目を含めて、15の研修や視察等を行いました。 ・福井県美浜町議会視察受入れ(空家対策) ・高知県黒潮町、愛媛県西条市榑サイプレス・スナダヤ視察 ・ハラスメント研修 ・町村議会広報クリニック ・防災シンポジウム ・白川村行政視察(義務教育学校) など	今後も目的に沿った研修や視察を行うことで、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めていきます。
	第4条	(委員会の活動原則) 委員会は、次に掲げる原則に基づき適正な運営を行うものとする。		
	(1)	議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、委員会の設置目的が十分に発揮されるよう努めること。	常任委員会・特別委員会では、設置目的に即した審議・審査を行っており、特に、総務常任委員会においては、案件等の内容に応じた活発な議論がなされました。また、全員協議会でも論点整理を行い、議案等の審議及び審査に資する情報共有が図られました。	今後も、委員会の役割が十分に発揮されるよう、議案や調査事項に応じて審議体制を柔軟に整え、充実した議論と合意形成に努めてまいります。
	(2)	議案等の審議及び審査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めること。	議会だよりにて要約し、町民に分かりやすく伝えるよう努めています。	今後も議会だよりにて、町民にわかりやすく議論の内容を公開していきます。
	第5条	(議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。	※議員において、各自個人評価を行いました。	
	(1)	日常の調査研究及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。		
	(2)	町政全般にわたり、町民の多様な意見の聴取に努め、政策提言及び議会審議に生かすよう努めること。		
	(3)	議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
	第6条	(危機管理) 議会は、不測の事態が起こった場合においても、議会機能の維持に努め、町民の生命、身体及び財産を守るため、町長その他の執行機関及びその職員(以下「町長等」という。)が迅速かつ円滑に災害対策等を行えるよう必要な協力を行うものとする。	防災に関する関心を常に持ち、各地域の災害対策連絡協議会等に積極的に参加するとともに、一般質問において災害時の対応体制や備蓄状況などを確認し、町の危機管理体制の強化に寄与してきました。	今後も災害発生時における議会機能の継続と迅速な対応に備え、町長等との連携体制を意識した情報共有・確認に努め、防災力の向上に資する議会の役割を果たしていきます。
第3章議員の政治倫理	第7条第1項	議員は、町民の代表としての倫理性を自覚するとともに、良心及び責任感をもって議員の品位を保持し、見識を高めるよう努めるものとする。	※議員において、各自個人評価を行いました。	
	第2項	議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。		
第4章町民と議会との関係	第8条第1項	議会は、町民に対し積極的に情報を提供するため、町議会だより(白川町議会広報の発行に関する条例(平成8年白川町条例第24号)に基づき設置する議会広報編集委員会により発行される議会広報をいう。)、町ホームページ等(以下「広報紙等」という。))多様な情報伝達手段を活用し、広報活動の充実を図るものとする。	議会公開の原則に基づき、議会だよりの発行、CCnetによる本会議のライブ放送と再放送に加え、令和4年6月定例会からはYoutubeによる配信も行っています。また、本会議の傍聴、議事録の公開も町ホームページにて行なっています。	今後も、様々な方法を用いて、町民への情報公開と発信を行なっていきます。

白川町議会基本条例の検証結果・今後の対応

令和7年6月検証				
章	条番号	条 文	実績・検証結果	今後の対応
第4章 町民と議会との関係	第2項	議会は、町民との意見交換の場を設け、webアンケートを含む多様な形態の広聴活動を実施し、町民の意見の把握及び反映に努めるものとする。	昨年12月には、議員定数に関するwebアンケート調査を実施し、町民の意見を幅広く聴取することができました。webアンケートは、町民の関心や意見を把握する手段として、一定の効果を上げています。	町民との意見交換の場を引き続き設けるとともに、webアンケートを適切に活用しながら、町民の意見を的確に把握し、議会活動への反映に努めていきます。
	第3項	議会は、広く町民の意見及び知見を審議並びに審査に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用に努めるものとする。	今期において、参考人制度及び公聴会制度の活用はありませんでした。	必要に応じ、町民の意見及び知見を反映させるため、制度の活用に努めていきます。
	第4項	議会は、請願及び陳情(要望)の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情(要望)の提出者の意見を聴くことができる。	今期において、請願及び陳情(要望)の提出者の意見を聴くことはありませんでした。	必要に応じて、請願及び陳情(要望)の提出者の意見聴取を行います。
	第5項	議会は、それぞれの議員の活動状況について町民に分かりやすく情報提供するため、議案、請願及び陳情(要望)に対する議員の賛否の結果を広報紙等において公表するものとする。	議案、請願及び陳情への賛否については議会だよりにて公表しています。	今後も、議会だよりにて議員の賛否の公表を行っていきます。
第5章 議会と町長等との関係	第9条 第1項	議会及び議員は、町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めるものとする。	町長等との立場および権能の違いを踏まえ、全員協議会などにおいて提出議案の内容を事前に十分に協議し、議決にあたっては議会としての主体的な判断を行ってきました。	今後も、全員協議会等における丁寧な協議を通じて議会としての意思を明確にし、町長等との適度な緊張関係を維持しながら、町民福祉の向上に資する議会運営に努めていきます。
	第2項	本会議及び委員会(以下「本議会等」という。)における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握した上で論点及び争点を明確にして行うものとする。	本会議及び委員会では、決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし質疑を行うように努めています。また、一問一答方式では執行部に対し答弁に必要な範囲内で反問権を与えています。	今後も決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし、町民にわかりやすい質疑を行うよう努めていきます。
	第3項	本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式又は一括方式で行うことができる。	本会議及び委員会では、決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし質疑を行うように努めています。また、一問一答方式では執行部に対し答弁に必要な範囲内で反問権を与えています。	今後も決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし、町民にわかりやすい質疑を行うよう努めていきます。
	第4項	前項の規定により質疑応答を一問一答方式で行う場合は、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる。	本会議及び委員会では、決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし質疑を行うように努めています。また、一問一答方式では執行部に対し答弁に必要な範囲内で反問権を与えています。	今後も決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし、町民にわかりやすい質疑を行うよう努めていきます。
第7章 議会運営及び議会機能	第12条 第1項	(議員間討議による合意形成) 議会は、本会議等において議案審議等の結論を出す場合は、議員相互間の討議を尽くし、合意形成に努めるものとする。	議会議員協議会等において、議員間での意見交換や討議も積極的に行われ、議案に対する理解や立場の共有が進みました。これにより、合意形成の機会が着実に増えています。	今後も議員間の討議を重視した議会運営を継続し、特に重要案件については十分な議論を行い、丁寧な合意形成に努めていきます。
	第2項	議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例及び意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。	自由かつ達な討議を経て、議員定数条例の一部改正や、法律の改正を求める意見書の提出を行いました。	今後も、議員発議による議案を積極的に提出するよう努めていきます。
	第13条	(議長及び副議長の所信表明) 議会は、議長及び副議長に対し、広報紙等においてその所信を表明する機会を設ける。	議長、副議長の所信は、町民に広く表明するよう、議会だよりにて公表しています。	今後も議会だより等において公表していきます。
	第14条	(議会事務局機能の充実) 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑化を推進するため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。	令和4年1月からタブレットを導入し、ICT化を進めることで議会事務局の業務効率向上を図ってきました。あわせて、議会関係資料のペーパーレス化も積極的に推進しています。	今後も、ICTの活用や業務改善をはじめとするさまざまな取り組みを通じて、議会事務局の機能強化と議会活動の円滑化に努めていきます。
第8章 議会改革の推進	第15条 第1項	議会は、社会状況の変化に適応するため、議会改革の推進に努めるものとする。	令和6年第3回定例会で、町行政と連携して、政治倫理条例とハラスメント防止条例を制定しました。	今後も議会改革の推進を進めていきます。
	第2項	議会は、議会改革を推進するため、全国の先進議会への視察、研究等を行うものとする。	今期は、議会改革推進のための全国の先進議会へ視察等は行いませんでした。	議会改革を推進するため、必要に応じて、全国の先進議会への視察、研究等を行っていきます。
	第3項	議会は、ICT(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第2条に規定する情報通信技術をいう。)を積極的に活用するものとする。	令和4年1月からタブレットを導入し、ICT化の推進により議会事務局の業務効率向上を図ってきました。併せて、議会関係資料のペーパーレス化も積極的に進めています。	今後も、ICTのさらなる活用を図るため、議会内での勉強会や情報共有の機会を設け、議会全体のデジタル活用能力の向上に努めていきます。
第10章 最高規範性	第18条	この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。	議会基本条例を最高規範と位置付け、基本条例に基づいた議会運営に努めています。	今後も、本条例を議会の最高規範として位置づけ、例規等の制定や改正時には、条例の趣旨を十分に尊重し、整合性の確保に努めていきます。また、必要に応じて条例自体の検証も進め、不断の見直しを図っていきます。
第11章 検証及び見直し手続	第19条 第1項	議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	今回、基本条例に基づき検証を行なっています。条例の目的が達成できたかの検証とともに、条例の見直しについても協議しましたが、見直しはありませんでした。	今後とも、1年ごとに検証と見直しを行い、より良い議会、議会基本条例になるよう努めていきます。
	第2項	議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。	前項の検証と見直しの結果、今期は見直しはありませんでした。	今後とも、改正の必要があれば措置を講じ、より良い議会基本条例の構築に努めていきます。